

この一言を聞き逃すな!

●原案・監修●

吉澤 諭

吉澤相続事務所  
代表取締役

# お客様のこの発言に 相続対策のニーズが 隠されている



相続対策のニーズにつながる重要な情報は、お客様のちょっとした一言の中に潜んでいる。本稿では、具体的な11の発言を取り上げ、そこからどんな問題点を読み取り、どんなアドバイスを行えばいいかを解説する。

\*本稿は、近代セールス社より8月に発売になった『34の発言から問題をキャッチ! トラブルの芽を摘む相続対策』(吉澤諭・著)から内容の一部を抜粋・要約し、編集部で再構成したものです。同書については53ページの広告をご参照ください。

相 相続策には、①遺産分割対策(争族対策)、②納税財源対策(相続税納税資金の確保)、③相続税対策(節税対策)の3つの柱がある。

もし相続税がかからないことが事前にわかっていれば、③相続税対策は不要だ。また、もしかかるにしても、数万円程度か、数千円かかるのかで具体的な対策が異なってくる。現状がわからなければ対策案の立案は困難である。

お客様からこうした発言が出たら、税理士に相談し、相続税を試

お客様のこの一言に注目! ①

「相続税がかかるのか、まったくわからない」



算してもらおうことをおすすめしよう。その際には、自分なりの書式で構わないので「保有財産一覧表」を持参すると話が早くなることもお教えしよう。

試算は概算でOK

試算はあくまで概算で構わない旨もお伝えしたい。相続税は、お亡くなりになったときの相続税評価額および税制が適用になるが、相続がいつ発生するのかは誰にもわからないため、厳密な計算を行ってもあまり意味がないからだ。

さらに、試算では、税務上活用できる特例については、適用前と適用後、両方の数字を出してもらうとよい。特例は必ず受けられるものではなく、一定の要件を満たしている場合のみ受けられる制度だからだ。

子どもや配偶者の名義になっている預貯金が、実際は本人の預貯金(「名義預金」)である可能性もあるため、そのあたりも税理士に相談してもらおうようにしたい。